# 住民監查請求監查

(地方自治法第242条)

(令和2年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第4号 令和2年10月26日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 鳴 戸 鉄 哉

同 川 光 英 士

住民監査請求に係る監査結果について (公表)

地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき住民監査請求 (受付第 835 号) に係る監査結果を別紙のとおり公表します。

# 第1 結論

請求人の請求を棄却する。

# 第2 監査の請求

# 1 請求人

山添 勉

## 2 請求書の提出

令和 2 年 8 月 28 日

## 3 請求の要旨

- (1) 令和元年度第4期東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業補助金(通所型つどい)の申請の根拠となる要支援者の同事業への出席について、A協議会からの提出書類のみで確認し、現地での確認を行わず補助金を交付していることは職責上の職務怠慢であり、不正請求を見過ごし、不当に補助金を支出した福祉部高齢介護室長に対し、損害額325,171円の返金を求める。
  - (2) 請求の具体的な内容 (請求書の原文どおり)

東大阪市福祉部高齢介護室長は、その職に在任中、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業補助金(通所型つどい)の申請において、A協議会からの通所型つどい事業補助金申請の根拠になる、要支援者の出席確認が出来ている書類とは、A協議会からの書類を確認しているだけです。

A協議会という団体は、以前私が2回住民監査請求を行い、偽造の領収書を添付して、補助金を不正に受け取ってきた団体です。

その時も第 1 回目の監査請求の結果には疑義があると指摘がされていて も、東大阪市福祉部高齢介護室は、A協議会に以後何の調査も入っておらず、 見過ごしてまいりました。

私は、もう少し行政である東大阪市役所が、市民の目線にあるものと期待 しておりましたが、何の改善もなされないので、第2回目の住民監査請求を 行いました。

結果は、私が指摘しました領収書が偽造された不正請求が発覚、返金されて監査請求は却下されて幕引きでした。

それ以後東大阪市福祉部高齢介護室長は、私が行った第2回目の監査請求で、A協議会から、返金されたのは行き違いであると私に言ってまいりました。

前段で申し上げた、監査請求した市民には「お上のやることにおまえらは やいやい言うな」という事でしょうか、東大阪市の監査事務局からの文書は 偽造されたのか、それとも市民をばかにしているのかどっちなのか、私はわ かりませんのでこの事については監査事務局として文書にて返事を下さい。

また、A協議会は、拠点をB公民分館に置いて、公民分館は東大阪市教育委員会の所有者ですが、A協議会が占有して電話・FAXを東大阪市に使用料も払わず占有しているにもかかわらず、福祉部高齢介護室長は、それは教育委員会の問題で福祉部には関係ないと言いました。

この事業をC町で行う時、東大阪市の担当から電話・FAX・保管ロッカーはありますか、保管ロッカーは鍵がかかりますかと尋ねられ、私の電話・FAXの所有で保管ロッカーも鍵はかかりますと答えました。

ところで、A協議会は電話・FAX・保管ロッカーはどこにあるのですか B公民分館の中にあるのではないですか、と尋ねるとそれは上席と相談して 返事します。

東大阪市福祉部には、何かA協議会に忖度しているように見えてなりません、大きい声を出す連合会長がバックについているA協議会、私達弱い東大阪市民を公平に扱っていただきたいです。

これで3回目となるA協議会の住民監査請求をさせて頂きますが、今回は、 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業補助金の根幹にかかわる、問題で 監査請求をさせて頂きます。

この東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援の方が利用されて、介護予防並びに日常生活が送れるようにする制度だと思います。

ところが今もって、このA協議会に対して東大阪市として、何の指導もな さっておりません。

また、A協議会としては、何の事業もしておりません。ただ各事業をまとめて東大阪市に申請業務をしている団体です。このように何をしているかわからない任意団体を認めて補助金を振込、何に使われているかわからない、監査もできないような任意の団体に、忖度して補助金を不正支給しています。

東大阪市令福第 70 号の公文書部分開示決定通知書によると、要支援の出席を確認できる書類に至っては事業者からのサービス実施計画だけです。

地域包括から出席確認できる書類が、公文書部分開示決定通知書(東大阪市指令福第70号)ではサービス実施計画書だと思われますが、この書類はA協

議会が作成した書類で、現地で東大阪市も誰も確認できる書類を見ずに補助 金を支出しているのが現状です。

この度の是正を求める措置請求書は要支援者の出席確認ができる書類が、 事業者提出の書類のみで、過去に不正のない事業者であれば信用できますが、 過去に不正な請求をして補助金を受け取っていた事業者です。

A協議会なる一見公共団体のような、わけのわからない団体を作り東大阪市も個々の活動団体では無しに、わけのわからない口座に振り込んでいるのが現状です。

また、地域包括支援センターの職員は立ち入るなと言って、立ち入りを拒否して要支援の利用が本当にその場に行っているのかわかりません。ちなみに C町では、どの人が要支援者かわからないので、地域包括支援センターの担 当者からの情報で申請をしています。

東大阪市福祉部は、地域包括支援センターの担当者が、A協議会の活動団体には立ち入りを拒否されていることを知りながらずっと放置しております。

私達市民目線からは、A協議会に対して忖度して、今回させて頂きます監査 請求も問題ありませんので却下されるのではないかと思います。

令和元年度第 4 期の補助金交付請求額 325,171 円の根拠となる要支援者が 出席確認できる書類は、A協議会からの書類のみで、地域包括支援センター の担当職員が立ち入りを拒否されて、出席確認できていない状況を福祉部は 把握しているにもかかわらず、請求どおり補助金を振り込んでいます。

このような事態を見過ごしていたことは、職責上の職務怠慢にあたります。

- (1) A協議会会長の、このような不正請求を見過ごした事については職責 上の職務怠慢です。
- (2) 東大阪市福祉部高齢介護室長は、A協議会に対し便宜を図ったのか、それによって市民にとって多大な損害を与えております。
- (3) 東大阪市福祉部高齢介護室長が東大阪市民に対して大きな損害与えたのは事実である。

不正請求の証拠資料として公文書部分開示決定通知書(東大阪市指令福第 70号)の・補助金交付申請書・出席確認できる書類等一式

監査委員におかれましては、このような不当な支出による損害額約 325,171 円の返金を、東大阪市福祉部高齢介護室長に対し請求することを求め、私たちは東大阪市民としてここに住民監査請求する。 尚、監査結果については一般市民にわかりにくい行政用語を使わないで回答してください。

## (3) 事実証明書一覧

- ① 公文書部分開示決定通知書 (東大阪市指令福第70号) の写し
- ② 令和元年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書 の写し(第4期分)
- ③ 令和元年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書 及び添付書類の写し(第4期分)
  - ※添付書類は、活動拠点のうち「D」及び「E」分
- ④ 令和元年度第4期東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書(Dに係る追加資料)の写し

## 第3 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和2年9月10日付けでこれを受理した。

## 第4 監査の実施

本件請求について、地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨は、令和元年度第4期東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業補助金(通所型つどいサービス)の申請の根拠となる要支援者の同事業への出席について、A協議会からの提出書類のみで確認し、現地での確認を行わず補助金を交付していることは職責上の職務怠慢であり、不正請求を見過ごし、不当に補助金を支出した福祉部高齢介護室長に対し、損害額325,171円の返金を求めるものである。

このことから、公金の支出に係る財務会計上の行為の違法又は不当性の有無を監査対象とした。

## 2 監査対象部局

福祉部

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和2年9月30日に新

たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ以下のとおり陳述が行われた。 なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

## <陳述内容>

A協議会という団体は、以前に私が2回住民監査請求を行い、2回目の時は 偽造の領収書を補助金申請に添付して不正請求して、東大阪市に返金して幕引 きでした。

ところが、福祉部高齢介護室長は、私にA協議会が返金されたのは行き違いがあって返金されたと言われていました。

私は公文書で監査結果をいただきましたが、行き違いの言葉はありませんので、私は頭が悪いので3回読み返しましたが、行き違いの言葉はありませんでした。

やはりA協議会のバックには権力がある連合会長がついていれば、私達弱い 一市民の意見は葬り去られてしまうと感じました。

また、行政も圧力によってゆがめられるのだと感じたのは、室長は一市民は 「お上のやることにお前らやいやい言うな。」の態度でした。

その証拠に、私がC町で東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業を行うときには、市の担当者に電話・FAXはありますか、ロッカーは鍵がかかりますかなど聞かれましたので、電話もFAXも私の会社のものですので問題ありませんし、ロッカーの鍵もかかります。A協議会はどうなっているのですかと尋ねると、上席に聞きますと答えました。

後日、福祉部高齢介護室長との話し合いの時には、私がこのA協議会については、福祉部の申請時には拠点をB公民分館に置き、連絡先は公民分館の電話・FAXを使用しロッカーを置き、ところが公民分館は東大阪市教育委員会の社会教育施設ではないでしょうか、このようなことは私的使用ではないのかと尋ねたら、介護室長は驚くことに、それは福祉部には関係ない社会教育の問題だと言いました。やはりバックに連合会長がついていれば、私的に公共施設である公民分館もこのように使えるのだなと、やはり忖度があるのだなと感じました。

A協議会は、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業は直接行っておりません。D等をまとめて東大阪市の補助金申請をしているだけで、Dのような直接事業をしていないために、市の監査はできない団体です。

この東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援の方が利用されて

初めて補助金を申請できるシステムです。

私もC町で初めてこの事業をさせていただいた時には、来られた利用者の方が要支援か要支援ではない方なのかわかりませんでした。そんな時は地域包括の職員が来ていただいて初めてわかりました。A協議会の団体では、地域包括は来ないでくれとなっているみたいです。

令和2年2月19日に行政と利用者、FとFの地域包括職員の勉強会を行ったときに、地域包括の職員からA協議会に地域包括の職員が入れるようにと要請がありました。行政は、入れるように努力すると言ったまま、現在も何の音沙汰もないようです。

私がわからないのは、なぜA協議会は地域包括からの職員の立ち入りを拒否するのか、福祉部はなぜA協議会に補助金を出しているのに何のアプローチもしないのか、何の指導もしないのか、そこには何か忖度しなければならない理由があるのでしょうか、正直に教えてほしいものです。

私は、地域包括の職員には来ないでくれと言っているのには、何か都合の悪いことがあるのではないか、それは過去の偽造領収書の件をみても疑惑のある団体であることは明白です。Fから詐欺で刑事告訴され受理されたようです。

なぜ私がこのようなことが言えるのかは、8月18日にG警察へ刑事告訴しに行ってきました。私も実はA協議会の私文書偽造と連合自治会の会費流用で刑事告訴しましたが、私文書偽造については東大阪市が、返金されたので刑事告訴しないと言っているので、その事についてはできませんと言われました。

今回の住民監査請求は、上記で述べたA協議会の補助金申請がA協議会からの申請だけで、そこに本当に要支援者が利用していたか確認のできない状況であるのは、地域包括の職員は立ち入れない状況です。

このような状況で福祉部は補助金を支出しているのは異常です。早急に改善 すべきことです。

今回、私としてはA協議会について3回目の住民監査請求ですが、またもやもやにして却下の結果が出ると思われますが、東大阪市福祉部として目を覚ましていただきたいのです。

以下の項目を実施していただきたいのです。より良き行政を進める職員の良 心に期待しております。

第1には、直接東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業のしていない、監 査対象にならない事業者からは補助金申請を受け付けない。 第2には、要綱の改正についてお願いしたいのは、不正な事があれば介護保 険のように事業の取消処分を行う。

第3には、地域に根差した「まちづくり事業の活性化」ボランティア育成を 図る事業を推進する。

# 4 監査対象部局に対する調査及び事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象部局である福祉部に対し、事前に質問書を送付し、関係資料の提出を受けるとともに、令和 2 年 9 月 30 日を始め数次、本件に関して事情聴取を行った。

内容については「第5 監査の結果」のとおりである。

## 第5 監査の結果

## 1 事実確認

本件請求を受けて、監査対象部局である福祉部に対する事情聴取及び提出を 受けた関係書類等により次のことを確認した。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業補助制度について

ア 介護予防・生活支援サービス事業の概要

本市では、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常 生活支援総合事業について、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実 施要綱(以下「実施要綱」という。) に基づき当該事業を実施している。

当該事業は 65 歳以上の者全てが利用できる一般介護予防事業と、65 歳以上の者のうち要支援 1、2 の判定を受けた者又は基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた者(以下「対象者」という。)が利用できる介護予防・生活支援サービス事業で構成されている。

また、介護予防・生活支援サービス事業は訪問型サービスと通所型サービスで構成され、本件請求の対象となったサービスは通所型サービスのうちつどいサービス(以下「通所型つどいサービス」という。)である。

### イ 通所型つどいサービスの概要

通所型つどいサービスは、地域の通いの場などで、住民ボランティア等と一緒に生活機能向上のための簡単な運動や趣味・創作、娯楽等のレクリエーション活動を行うもので、利用者が地域との交流を通して自立した生活の維持・改善を図ることを目的としている。

通所型つどいサービスを行うグループ等(以下「担い手」という。)が対象者にサービスを提供する際の手順は、以下のとおりである。

- ① 担い手は、地域包括支援センターから対象者の介護予防サービス・支援計画書(以下「ケアプラン」という。)の写しの交付を受ける。
- ② 担い手は、対象者宅を訪問しサービス内容の説明をした上で、対象者に利用者カードを記入してもらう。
- ③ 担い手は、サービス提供日が決定したら対象者のサービス実施計画票を作成する。
- ④ 担い手は、サービス提供の際に、対象者からサービス実施計画票に押 印又はサインをもらう。
- ⑤ 担い手は、サービスを利用した対象者から利用料を徴収する。

## ウ 補助制度の概要

通所型つどいサービスは、実施要綱第4条第7号において、本市の補助により実施するものと規定され、補助金の交付については、東大阪市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)、東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及び同補助金交付要領(以下「交付要領」という。)にのっとって行われている。

#### (a) 補助対象者

補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、交付要綱第3条第1項において、本市にその活動拠点及び活動対象地域があり、2人以上により構成される自立したグループ等と規定されている。

また、交付要綱第 12 条第 3 号では、交付要綱、実施要綱、東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準を定める要綱第 28 条 (衛生管理等)、第 30 条 (秘密保持等)及び第 35 条 (事故発生時の対応)の規定に従うことと規定され、交付要綱第 16 条第 2 項では、サービス従事者のうち少なくとも 1 人は、市長が指定する研修修了者、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者その他介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者のいずれかに該当する者でなければならないと規定されている。

### (b) 補助の期間

補助の対象となる事業期間は、交付要綱第6条第1項において年度とされ、同条第2項では、その期間は当該年度内において、第1期(4~6月)、

第2期(7~9月)、第3期(10~12月)、第4期(1~3月)に区分するものと規定されている。

## (c) 補助対象経費の算定方法

交付要綱第7条に規定する補助対象経費は、交付要綱別表第2及び交付 要領第2条第2号に基づき算定するとされている。

補助対象経費の主なものは、人件費の基本分として開催1回あたり上限額1,000円、参加加算分として対象者の参加1人につき上限額500円(開催1回あたりの上限は7,500円)、従事者の利用調整に係る研修会等参加加算として1回あたり上限額500円(1拠点につき月2回を上限)、講師謝礼として1回あたり上限額3,000円、その他消耗品費やコピー代実費などとなっている。

## (d) 第1期から第3期までの補助金の額の算定方法

交付要綱第8条第2項1号に規定する第1期から第3期までの補助金の 額は、活動拠点単位で期別ごとに算定した、交付要綱別表第3の基本補助 金部分及び利用実績補助金部分の合計額又は上記(c)の補助対象経費のい ずれか低い方の額とされている。

基本補助金部分ではサービスを月 1~7 回行う場合で 1 回あたり 2,500 円、サービスを月 8 回以上行う場合は、概ね週 2 回程度以上の開催を条件とし、月額 20,000 円を上限とするように規定され、利用実績補助金部分では対象者 1 人につき 1 回 900 円とし、1 人につき月 8 回を上限とするよう規定されている。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのサービス事業の休止における介護予防・生活支援サービス事業補助金の交付にかかる取り扱いについて」に定めるところにより、令和2年2月19日以降に感染拡大防止のためにサービスの開催を中止した日については、基本補助金部分のサービス提供日とみなし、令和2年3月25日以降にサービスを中止したため利用できなくなった対象者に対しフレイル※予防のために電話確認等を実施した場合は、利用者実績補助金部分の実績とみなしている。

※健常な状態から要介護へ移行する中間の段階で、加齢により心身の働きや社会的な繋がりが弱くなった状態のこと

### (e) 第4期の補助金の額の算定方法

交付要綱第8条第3項に規定する第4期の補助金は、上記(d)の算定方

法で求めた補助金の額と、第1期から第4期を通じて活動拠点単位に算定した交付要綱別表第3の基本補助金部分及び利用実績補助金部分の合計又は上記(c)の補助対象経費のいずれか低い方の額から、上記(d)の算定方法で求めた第1期から第3期までの補助金の額を差し引いた額のいずれか高い方の額とされている。

#### エ 補助金の交付までの事務手続

交付要綱第9条から第13条において、通所型つどいサービスに係る事業実施計画書の提出から補助金の交付(支出)までの手続が規定されている。手続の流れは次のとおりである。

- ① 補助対象者は、サービスの実施前に事業実施計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- ② 市長の承認を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、 期別ごとに補助金交付申請書を作成のうえ、次の書類を添付し、各期 別における末月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

#### 【添付書類】

実績報告書、サービス実施計画票、収支内訳書、補助金対象経費の 領収書 (原本)、その他市長が必要と認めるもの

- ③ 市長は、当該申請書類を審査し、交付することが適当と認めたときは、補助金をその目的以外に使用しないことなどの必要な条件を付したうえで交付決定を行い、補助事業者に対して補助金交付決定書により速やかに通知する。
- ④ 補助事業者は、補助金交付決定書の通知があった日から起算して 10 日以内に関係書類を添えて、補助金交付請求書を市長に提出しなけれ ばならない。
- ⑤ 市長は、補助金交付請求書の提出があった日から起算して 30 日以 内に補助事業者に対し、補助金の支払をしなければならない。

## (2) 補助金の交付決定に係る審査等について

福祉部によると、通所型つどいサービスに係る補助金の交付決定にあたっては、交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、事業実施計画書、補助金交付申請書及び添付書類等が、実施要綱、交付要綱、交付要領及び様式記載例等に従って作成されているか、添付書類等に漏れはないか、補助金対象経費の領収書(原本)と収支内訳書等の金額が整合しているかなどを確認すると

ともに、交付要綱第8条の規定に基づき算定した補助金の額と交付要綱第7条及び交付要領第2条第2号の規定に基づき算定した補助対象経費とを比較し、補助金の額の決定を行っているとのことであった。

また、補助対象経費の実績加算分及び補助金の利用実績補助金部分の算定の基となる対象者の出席については、補助金交付申請書の添付書類であるサービス実施計画票の原本でこれを確認しているとのことである。

サービス実施計画票は対象者ごとに作成されることになっており、A協議会が作成した同計画票には、氏名、連絡先、主治医名、担当地域包括支援センター名及び担当者、介護予防支援計画の概要、利用するサロン名(拠点の名称)、サービスの種類とともに、サービス計画の内容が記載されている。

サービス計画の内容は以下のとおりで、サービスを利用した対象者から実施日の欄に押印又はサインをもらうことで、実際に出席したことの申告としている。

| サービス実施月    | 実施日 | 時間      | サービス内容 | 押印又はサイン |
|------------|-----|---------|--------|---------|
| 第4期 令和2年1月 | 10  | 120 分程度 | 体操等    | 印       |
| 2 月        | 10  | 120 分程度 | 体操等    | (EII)   |
| 3 月        | 10  | 120 分程度 | 体操等    | ĒD      |

(サービス計画)

注:参考例であり、実際のサービス実施計画票とは異なる。

各対象者が実際に補助対象に該当する者かどうかについては介護保険業務の運営に使用するシステムや地域包括支援センターから提供を受けたケアプランの写し(以下「システム等」という。)で確認を行っているとのことである。

なお、交付要綱第 18 条には、必要と認めるときは補助事業者に対し、その実施状況等の報告を求め又は調査することができると規定されているが、福祉部では、平成 29 年 4 月の事業開始以降、同条による調査等は実施していないとのことである。

#### (3) 地域包括支援センターの関わりについて

地域包括支援センターは、ケアプランの作成を担っており、ケアプラン作成時や見直しの際に対象者の自宅等へ訪問し、対象者の生活状態や各サービスの利用状況の把握等を行っている。また、同センターに設置する生活支援コーディネーターは、地域の生活支援体制整備の一部を担っており、補助事

業者への後方支援を行うため、適宜通所型つどいサービスの拠点訪問を行っている。

一方、福祉部によると、請求人の主張のとおり、現在、A協議会の各拠点には、生活支援コーディネーターは訪問できていないとのことである。

## (4) A協議会による補助金交付申請等について

ア 平成30年の住民監査請求以降の対応

平成30年8月と同年11月に、A協議会が平成29年度にサービスを提供した一部の拠点の会場使用料に係る補助金に関し、住民監査請求が行われ、監査の結果、双方とも請求を棄却している。

なお、8月の住民監査請求結果において、A協議会に対する調査の実施や、わかりやすい補助金の交付手続き資料への速やかな修正等の意見を付したことを受け、福祉部では、A協議会の会場使用料等に関する調査を行い、補助金交付決定の一部を取り消してA協議会から補助金の返還を受けるとともに、市民ボランティア向けの資料の見直しを行い、事実誤認が起こる可能性がある表現を改めている。

A協議会は、平成 30 年度以降も継続して補助金交付申請を行っているが、福祉部では、申請の都度、他の補助事業者と同様に厳正な審査を行っているとのことである。

### イ 令和元年度の補助金交付申請等の状況

A協議会は、令和元年度においては平成31年2月に事業実施計画書を 提出し、同年3月に補助事業者の承認を受けており、第1期及び第2期は 10拠点、第3期及び第4期は11拠点で補助金が交付されている。

このうち、請求人が提出した事実証明書にある「D」及び「E」においては、令和元年度の第1期から第4期までの全期で補助金が交付されている。

また、そのほかに令和元年 10 月 1 日に新設された研修運営等加算分に 係る補助金が A 協議会に対して交付されている。

ウ 令和元年度第4期の補助金交付申請等の状況

## (a) 補助金交付申請等の状況

本請求の対象となる令和元年度第4期における補助金は、令和2年3月 31日に交付決定され、同年5月15日に支払われている。補助金の額は 325,171円である。 このうち「D」及び「E」の補助金交付申請等の状況は以下のとおりである。

## LD ]

・実施回数:6回(うち感染拡大防止のため中止2回)

・対象者延人数:20人

· 補助金交付申請額: 42,650 円

· 補助対象経費: 42,650 円

内訳:人件費  $(1,000 \ \text{円} \times 6 \ \text{回}) + (500 \ \text{円} \times 20 \ \text{人}) = 16,000 \ \text{円}$ 

研修参加加算 (500 円×12 回) = 6,000 円

講師謝礼  $(3,000 \, \text{円} \times 4 \, \text{回}) = 12,000 \, \text{円}$ 

消耗品費 8,050円

コピー代 600円

・補助金額(交付要綱第8条に規定する算定額):42,650円

内訳:基本補助金 $(2,500 \, \text{円} \times 6 \, \text{回})$  = 15,000 円

利用時実績補助金 $(900 \, \text{円} \times 20 \, \text{人}) = 18,000 \, \text{円}$ 

交付要綱第8条第3項による調整額=9,650円

合計 42,650 円=補助対象経費(42,650 円)

・補助金交付決定額及び交付額:42,650円

## ΓEΙ

・実施回数:6回(うち感染拡大防止のため中止2回)

・対象者延人数:16人

·補助金交付申請額:29,000 円

·補助対象経費:29,000円

内訳:人件費  $(1,000 \ \mathbb{P} \times 6 \ \mathbb{D}) + (500 \ \mathbb{P} \times 16 \ \mathbb{A}) = 14,000 \ \mathbb{P}$ 

研修参加加算  $(500 \, \text{P} \times 12 \, \text{D}) = 6,000 \, \text{P}$ 

講師謝礼  $(3,000 \, \text{円} \times 3 \, \text{回}) = 9,000 \, \text{円}$ 

・補助金額(交付要綱第8条に規定する算定額):29,000円

内訳:基本補助金  $(2,500 \, \text{円} \times 6 \, \text{回})$  = 15,000 円

利用時実績補助金(900円×16人) = 14,400円

合計 29,400 円 > 補助対象経費 (29,000 円)

- ・補助金交付決定額及び交付額:29,000円
- (b) 対象者の出席状況の確認について

福祉部から提出された「D」及び「E」の各対象者のサービス実施計画票に、対象者が実際に出席したことを申告する押印又はサインが記されている事を確認した。また、その他9拠点についても同様の事を確認した。

各対象者が実際に補助対象に該当する者かどうかについては、福祉部ではシステム等で確認を行っており、交付要綱の規定に沿った審査手続を行ったとのことであった。

また、請求人の主張のとおり、現在、A協議会の各拠点に生活支援コーディネーターは訪問できていないが、福祉部によると、各地域で住民ボランティア等が自主的に運営するという通所型つどいサービス事業の主旨から、後方支援を行う生活支援コーディネーターの訪問は必須ではないとのことである。

一方、地域包括支援センターのケアプラン作成担当者は、対象者への支援としてケアプランに通所型つどいサービス等を位置づけた後に、対象者へのモニタリングにより把握したことを経過記録として残しているとのことであり、本件請求対象である拠点の一部対象者に係るケアプランを確認したところ、補助金交付申請の内容と齟齬が生じるものは見受けられなかった。

#### 2 判 断

請求人より提出された請求の要旨は、令和元年度第4期東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業補助金(通所型つどいサービス)の申請の根拠となる要支援者の同事業への出席について、A協議会からの提出書類のみで確認し、現地での確認を行わず補助金を交付していることは職責上の職務怠慢であり、不正請求を見過ごし、不当に補助金を支出した福祉部高齢介護室長に対し、損害額325,171円の返金を求めるものである。

以下、公金の支出に係る財務会計上の行為の違法又は不当性の有無について 判断する。

### (1) A協議会の補助金交付申請手続について

A協議会の令和元年度第4期の補助金交付申請は、第5-1-(1)-エに記載のとおり交付要綱及び交付要領の規定に沿って行われており、違法又は不当な請求があった事は認められない。また、福祉部の事情聴取においても、不正な請求を裏付ける事実は確認されていない。

## (2) 審査等の手続について

本請求に係る福祉部による補助金交付決定に至る審査については、第5-1-(2)に記載のとおり、交付規則、交付要綱及び交付要領の規定に沿って行われており、違法又は不当性は認められない。

請求人が主張する補助対象経費の実績加算分及び補助金の利用実績補助金部分の算定の基となっている対象者の出席状況について、福祉部では、対象者が実際に出席したかどうかについてはサービス実施計画票の対象者自身による押印又はサインによる申告で確認するとともに、各対象者が補助対象であるかどうかをシステム等により確認している。

また、ケアプランを作成した地域包括支援センターの担当者は、その後も 適宜対象者との関わりを通じて対象者の通所型つどいサービスの利用状況 を把握しており、本件請求対象である拠点の一部対象者に係るケアプランを 確認したところ、補助金交付申請の内容と齟齬が生じるものは見受けられな かった。

よって、福祉部の審査等の手続について、違法又は不当性は認められない。

## 3 結 論

以上のことから、A協議会に対する令和元年度第4期東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金(通所型つどいサービス)に係る公金の支出に違法 又は不当性は認められず、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

## 第6 意見

福祉部においては、平成 29 年 4 月の事業開始以降、交付規則や交付要綱の 規定に基づく状況報告及び調査は実施していないが、事業の後方支援のため、 生活支援コーディネーターが適宜通所型つどいサービスの拠点訪問を行って いるとのことである。

ただし、本件請求対象である拠点には、近年、訪問できていないとのことであり、これにより当該補助金の支出において不透明感が生じていることは否めない。

補助金の支出には公益性及び透明性の確保が求められており、必要な場合には、従前の取組に加え、交付規則第13条及び交付要綱第18条の規定に基づく調査等を実施し、補助金の適正な執行に努められたい。